

平成27年（東）第2250号 和解仲介手続申立事件
申立人 西川峰城 外7309名
被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

主張書面（7）

平成28年11月14日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士	粟谷しのぶ
同復代理人弁護士	尾谷恒治
同	丸山輝久
同	水橋孝徳
同	清水卓
同	荒谷淑恵
同	伊藤一星
同	江口智子
同	亀岡弘敬
同	小海範亮
同	小坂誉

同 佐藤 亮

同 園部 秀雄

同 竹内 彰志

同 戸谷 景

同 永来 知宇

同 福田 健治

同 山口 麻梨子

同 山田 さくら

本主張書面において、申立人らは、すでに提出した申立世帯個人票（甲102）の作成の経緯・方法およびその趣旨に関して補足して説明するとともに（第1）、申立世帯アンケートの量的集計結果に基づき、申立人らに生じた損害に関する追加主張を行う（第2）。

第1 申立世帯個人票に関する補足説明

1 各申立世帯のアンケート作成の経緯

申立世帯個人票（甲102の1～2311。各枝番号は、本ADR申立の世帯番号と一致する。若干数欠番があるのは、その申立世帯の個人票を現時点では提出していないことを意味する。）の各記載内容は、各申立世帯が作成した「栃木県北における原発事故被害アンケート」（甲104）の回答内容（以下、「申立世帯アンケート」という）をまとめたものである。

申立世帯アンケートのひな形及び質問事項を作成したのは、本事件の申立人ら代理人からなる栃木県北原発被災者弁護団である。弁護団では、平成26年春から夏にかけて実施した参加希望者に対する説明会やヒアリングで得た情報を元に、申立世帯アンケートの質問事項を作成し、申立人として参加する際には委任状等と共に申立世帯アンケートに回答して弁護団に送付するよう協力要請を行ってきた。なお、留意すべきは、この要請は、将来申立世帯アンケートを証拠提出することを予定してのものではなく、あくまでも弁護団が被害実態を把握するための参考資料とすることを前提としてなされた点である。

これに応える形で、各申立世帯は、弁護団に対して、本ADR申立への参加表明を行う際にこの申立世帯アンケートを作成して送付した。各申立世帯が申立世帯アンケートを作成した時期は、本件事故後約3年半が経過した平成26年9月から12月末頃にかけてである。

本ADR申立における申立書やこれまでの準備書面等に主張している申立人らの損害の実情や被害実態は、この申立世帯アンケートの記載内容が主な情報源の一つとなっている。

そして、今般、各申立世帯が被った被害をより詳細にするとともに、本件事故により申立人らに共通して生じた損害を明らかにするために、申立世帯アンケートを個人票の形に作り直して証拠提出をすることにした。こ

のような作成経緯であるため、個人票は、申立世帯アンケートの内容がそのまま反映されているものとなっている。

ただし、今回、申立世帯アンケートの内容を申立世帯個人票としてまとめるにあたって、念のため各世帯に訂正や追加記載事項の有無がないかを問い合わせた。その際には、申立世帯数が膨大で、弁護団の事務処理上の限界もあったことから、申立参加表明時に作成した具体的記載内容（各申立世帯アンケート）を各自に示すことなく上記問い合わせを行っている

（甲105参照）。しかし、それでも1割強の世帯から、追加記載等の返信があったため、これを反映して個人票を完成させている。

なお、上記のような理由もあり、また申立世帯数が膨大かつ弁護団とは遠隔地の住民であるために、弁護団が各申立世帯と個別の意思疎通を行うことは容易ではなかった。そのため、冒頭で申立世帯個人票に若干の欠番があると述べたように、現時点でも申立世帯アンケートに回答を得ることができていないいくつかの世帯が存在する。また、一世帯として申し込みをされた世帯が実際には二世帯であった（本申立では、ADR申立への参加表明時点で取得した住民票に記載された家族を一世帯としている）ことから世帯を分離した十数世帯については、分離後のアンケートが現時点では入力されていない。さらに、弁護団が手作業でワープロ入力やデータ入力を行う際の誤記等により、申立世帯個人票に申立世帯アンケートの正確な内容が反映されていない部分もありうることを念のため申し上げておく。

このような申立世帯アンケートは全ての原本を弁護団にて保管しているが、膨大な分量であるため、証拠として提出することはあえて控えている。もし、今後、特定の世帯に関する申立世帯アンケートの開示要請などがあれば善処する所存である。

2 申立世帯個人票の作成方法

申立世帯アンケートの回答方法は、回答例の中から自己の体験や感情に当てはまる内容を複数選択し、そのチェックボックスにチェックを入れる方法による「チェック方式」と、回答スペースやその他の空白部分に自分で自由に体験や感情を記載する方法による「自由記載方式」の二通り存在する。

申立世帯アンケートの内容を元に申立世帯個人票を作成する際、まず自由記載方式の回答については、個人票に「自由記載欄」を設け、各申立世帯の自由記載内容を、基本的にそのまま入力した。申立世帯アンケートにおいて、自由記載方式は4カ所（原発事故による生活費の増加・生活上の負担に関する自由記載、原発事故によって感じる苦痛・不安に関する自由記載、その他原発事故による被害に関する自由記載、及び避難体験者の避難理由・避難の苦しみに関する自由記載）存在するため、申立世帯個人票にも4カ所の自由記載欄を設けた。

次に、チェック方式の回答については、回答例の内容が多岐に渡るため弁護団にて分類や整理を行い、申立世帯個人票における表記の種類を絞りかつ簡略化した。具体的には、「申立世帯個人票における回答表記と、申立世帯アンケートにおける回答内容選択の対応表」（甲106）のとおりであり、申立世帯アンケートにおいては、合計で84個（自由記載方式を除くと80個）の選択肢を、66個（自由記載方式を除くと62個）に分類した。申立世帯個人票においては、チェックの内容が、項目別の下線部の上に表示されている。

3 申立世帯個人票提出の趣旨

申立書4頁他で述べたように、申立人らは、本件原発事故による損害のうち「自主的避難等対象区域」に認められたものと同等の賠償を求めて、一律かつ一部の損害について賠償を請求するものである。損害に関する主張及び立証については、これまで申立人らは、那須地区の空間線量や食品の出荷制限（申立書参照）、那須地区の市民による放射能測定や甲状腺検査の結果（申立人ら主張書面（2）参照）、申立人らのうちの一部世帯の陳述書（申立人ら主張書面（4）及び（5）参照）などを提出してきたが、今回の申立世帯個人票（甲102の1～2311）もこれまでの主張・立証と同じ趣旨でなされているものである。

すなわち、本申立における申立人らの主張は「那須地区の住民である申立人らが、福島県内の自主的避難等対象区域の住民と同様の環境に置かれ、かつ同様の被害を被っていること」にことごとく向けられている。そして、そのような被害が生じているからこそ、那須地区住民である申立人らにも自主的避難等対象区域の住民と同等の賠償額（そもそも、自主的避

難等対象区域において現在認められている賠償額自体が低廉にすぎ、住民らの損害を填補するに十分な額であるとは到底言いがたいが、その金額の妥当性はひとまず置いておいて) が認められるべきであると主張しているものである。このような一律の請求を行うのは、不当にも、那須地区が、福島県外であるという理由だけで被申立人の賠償方針から完全に除外されているからに他ならない。

よって、申立世帯「個人票」とはいえ、本申立では、各世帯の具体的な損害額の計算（積算）及びその個別立証は予定していない。

ところで、申立人らは、申立人ら主張書面（４）などにおいて、申立人らの精神的苦痛や生活等増加の被害を主張・立証しているが、これは決して申立人ら代理人等の創作ではなく、また陳述書を提出した代表世帯のみに特別に該当するものではない。陳述書に記載された被害実態は、この地区の多くの（もしくは相当数の）住民が経験している事実である。そのことは、申立世帯個人票からも裏付けられている。

より端的に言えば、申立世帯個人票は、那須地区における赤裸々な被害、特に放射能の環境汚染や人体影響に対する不安を有する住民が、無視することができない数存在するという生の事実を明らかにするものである。

第２ 申立世帯アンケートの量的集計に基づく申立人らに共通する損害

１ 申立世帯アンケートの量的集計と分析の方法

申立人ら代理人は、本件事故により、申立人らについて、自主的避難等対象区域に居住していた住民らと同様に、放射線被ばくへの恐怖・不安や行動の制限等により日常生活の相当程度に阻害され、これにより生活費の増加や精神的苦痛が共通に発生していたことを立証するため、申立世帯アンケートに基づき、以下の集計とグラフ化を行った。

- (１) 申立世帯アンケートのチェック項目を、申立世帯個人票と同様に６６の項目に分類し（小項目）、小項目毎に何らかのチェックが存在する世帯の数（回答世帯数）を集計し、全アンケート提出世帯数に対する割合を算出した（割合）。
- (２) 小項目を、「測定費用」「除染費用」等の分野毎に分類し（中項目）、中項目毎に何らかのチェックが存在する世帯の数（回答世帯数）を集計

し、全アンケート提出世帯数に対する割合を算出した（割合）。

- (3) 中項目を、「生活費増加」「精神的損害」「避難費用」の3分野にさらに分類し(大項目)、大項目毎に何らかのチェックが存在する世帯の数(回答世帯数)を集計し、全アンケート提出世帯数に対する割合を算出した(割合)。

なお、避難費用に属する小項目・中項目の割合の算出にあたっては、避難費用のいずれかの小項目にチェックが存在する世帯の数を、避難世帯の数と推計し、これを分母として割合を算出している。

以上の小項目、中項目および大項目について、大項目毎に結果を表にし、割合をグラフ化したのが別紙1(生活費増加)、別紙2(精神的損害)および別紙3(避難費用)である。グラフは、左端が0%、右端が100%となっており、大項目は赤色、中項目は緑色、小項目は青色のグラフとなっている。

- (4) 最後に、アンケートを通じて選択式の回答に何らかのチェックが存在する世帯の数(回答世帯数)を集計し(損害すべて)、全アンケート提出世帯数に対する割合を算出した(割合)。これを、大項目の結果とともに表にし、割合を同様にグラフ化したものが別紙4であり、「損害すべて」はオレンジ色のグラフとなっている。なお、別紙4の「避難費用」の割合の算出は、全アンケート提出世帯数が分母となっており、別紙3とは算出方法が異なる。

2 申立世帯アンケート集計結果の評価—生活費増加について(別紙1)

別紙4を見ると、「大項目：生活費増加」に該当する世帯は2236世帯97.5%であり、ほぼ全ての申立世帯において、生活費増加による金銭的負担が生じていることが明らかとなっている。

- (1) 中項目：「ミネラルウォーター購入」「食費」について

中でも、「中項目：ミネラルウォーター購入」(「放射性物質が気になり、ミネラルウォーターを買うためのお金がかかりました。」という項目を選択した世帯)については、1712世帯74.6%と7割を超え、多くの申立世帯において、本件原発事故後に飲用水の購入費用が増加している。

そして、食材の購入費用に関しても、「中項目：食費」が2057世

帯89.7%と、9割近くの世帯が増加を訴えている。これは、川での魚の採取や山林でのキノコ類や山菜などの収穫が叶わなくなった（「山川での採取の断念」の1477世帯64.4%）場合、元々は隣人や知人のおすそ分けによって賄われていた部分が増加した（「おすそ分けの喪失」の1036世帯45.2%）場合、元々は自家菜園等による米、野菜、卵、牛乳など乳製品などを食していたものが本件原発事故により作ることを断念した（「自家菜園の断念」の897世帯39.1%）場合など、それまでのライフスタイルの変更を余儀なくされて、食材の購入が必要となったものである。

しかも、放射能汚染地域から遠く離れた遠隔地域の食材を意識的に購入している世帯（「西日本等遠隔地の食材購入」）は1431世帯62.4%に上り、値段よりも産地を重視せざるを得ず、食費を切りつめることも容易ではない実態が明らかとなっている。そして、飲食は、当然ながら日常的に発生するものであるから、1回の単価は低くても、各世帯に、継続的に相当額の負担が生じているものと予想される。

（2）中項目：「燃料費」「通信費」について

食費と並んで燃料費の増加も、日常的な生活費の増加である。別紙1によれば、「中項目：燃料費」は1012世帯44.1%と4割以上存在する。このうち、ガソリン購入費用の増加を挙げる世帯（「ガソリン代」）が、954世帯41.6%とほとんどを占めるのは、前述のように、遠隔地域の食材を購入する際、実際にその産地に出向かないまでも、そのような食材を購入できる店まで車で出かけなければならないことが、大きな一因になっていると考えられる。また、塾や部活などの行き帰りに自転車や徒歩で移動していた子どもたちの車での送迎や、ガソリン単価にかかわらず常に満タンにしておく習慣が加わったことなども一因として考えられる。

また、通信費の増加も日常的な生活費の増加の一つであり、「中項目：通信費」は944世帯41.2%と、これも4割以上存在する。これは、「携帯電話購入」の161世帯7.0%、及び「遠隔地との通信費」（「離れた家族、親戚、知人と連絡を取り合うために、通信費が発生しました」という項目）の881世帯38.4%を合わせたものであ

るが、その具体的手段は電話であると予想され、那須地区からの避難者のみならず、福島県内からの遠隔地避難者との連絡を意味している可能性もある。しかし、仮に後者であるとしても、福島県に隣接する那須地区に、福島県住民との接点を持つ者が多い可能性は高いのであり、いずれにしろ、本県原発事故の影響によって那須地区住民に生じた生活費増加の負担であることは揺るがない。

(3) 中項目：「測定費用」について

一方、元々日常的な生活費として必要とされなかった費目について、本件原発事故によって新たな費用負担を強いられる状況も生じている。それは放射線量の測定に関する費用の増加である。別紙1によれば、線量測定費用の増加を挙げる世帯（「中項目：測定費用」）は1272世帯55.4%と、全世帯の半数を超える。

これは、食品に含まれる放射線の測定（「食品の放射性物質測定」の788世帯34.4%）、ホールボディーカウンターなどによる自分や家族に対する放射能測定（「自分・家族の被ばく線量測定」の660世帯28.8%）、及びガイガーカウンターなど放射線測定器（線量計）の購入（「線量計等購入」の469世帯20.4%）を合わせた値である。これらは、いずれも、本件原発事故前には、どの世帯においても経験したことがなく、発想したことすらない、非日常的な行為であったはずである。そうでありながら、費用の支出という負担を負ってまでこれらを実行した世帯が、福島県外の那須地区でもこれだけ存在することは、決して無視することができない事実である。

中でも、3分の1以上の世帯が食品の線量測定を行っていることは、ミネラルウォーターの購入や食費の増加と同様の行動原理であり、いかに那須地区の住民が内部被ばくに対する懸念を強くもっていたかをうかがわせる数値といえる。

(4) 中項目：「体調悪化に関する費用」「除染費用」「生活用品買替」「自宅除染」について

これらも測定費用と同様に、本件原発事故までの日常では発生しなかった費用である。いずれも、以下のとおり回答数は限られているが、一

定数の申立人世帯には現に生じている費用負担であり、それは福島県内の自主的避難等対象区域の住民と異なることはない。

すなわち、「中項目：除染費用」は、高圧洗浄機等購入費用や除染の有償依頼を意味するが、合わせて603世帯26.3%と、全体の4分の1を超えている。また、「中項目：自宅除染」は、屋根の除染・葺き替えや木造部分リフォーム、その他の改装などを意味するが、522世帯22.8%の申立世帯が回答しており、他と比べても、相当高額の出費を負担している可能性が高い。そして、「中項目：生活用品買替」は、衣服や電化製品、家具の新規購入を意味するが、合わせて279世帯12.2%に生じている費用増加である。

さらに、「中項目：体調悪化に関する費用」は、通院費用及び入院費用を合わせて104世帯4.6%と、決して多くはない数だが存在する。これは、選択肢の内容を見れば明らかなように、「放射線に対する精神的な不安から」持病が悪化したり体調を崩したりして入通院に至ったことを意味しており、後述する精神的な不安が、体調悪化に影響を及ぼす場合のあることを示している。現実の体調悪化が生じていることは、被害の大きさを物語るものというべきである。

3 申立世帯アンケート集計結果の評価—精神的損害について（別紙2）

別紙4を見ると、「大項目：精神的損害」に該当する世帯は2267世帯98.8%であり、ほぼ全ての申立世帯において精神的損害が生じていることが明らかとなっている。

(1) 中項目：「被ばくの不安」について

本件原発事故により各申立世帯が被った精神的被害は、それまでの生活環境やライフスタイルにより様々であるが、ほぼ全ての世帯に共通するのは、被ばくの不安である。「中項目：被ばくの不安」は2237世帯97.5%に及ぶ。

そして、その具体的内容も様々であるが、主なものは、まず「放射能を浴びたことに対する不安」の2045世帯89.1%である。ほとんどの世帯が自身の被ばくの不安を感じていることを示している。なお、選択肢のうち「外に出るのが億劫」（選択肢は「外に出るのが億劫になり、暗い気持ちになることが多いです。」）は458世帯20.0%と

5分の1の世帯に生じているが、自身の被ばくの不安から現に生じた影響の一つであると考えられる。

また、「子・孫の被ばくに関する不安、外出させない」の1761世帯76.8%も高い値である。全ての申立世帯の家族や親族に子や孫がいるとは限らないことを考慮すれば、小さい子を抱える申立世帯のほぼ全てが子どもに対する被ばくの影響を不安視していると考えられる。同様に、「将来の妊娠・出産に対する不安」の778世帯33.9%も、質問対象が妊娠・出産可能性ある女性のいる世帯に限られていることからすれば、これに該当する世帯の間では相当に高い割合でかかる不安が存在していると思われる。

さらに、「食物の放射能汚染の不安」の1477世帯64.4%も6割を超える値である。前述の「大項目：生活費増加」の中の「中項目：食費」（上記2（1））の結果と相まって、申立世帯の飲食に対する不安は相当なものであり、これ以上の被ばくを避けるために、申立人らが山川での採取を断念し、おすそ分けや自家菜園などを止め、遠隔地から食材を購入するという行動をとってきたことが分かる。

同様に、「体調悪化」の832世帯36.3%と、前述の「大項目：生活費増加」の中の「中項目：体調悪化に関する費用」（第2、2（4））とを合わせて読むと、放射線に対する精神的な不安から体調悪化に至った者がいる世帯が約3分の1に上り、かつその8人に1人はそれを理由に入通院するまでに至っていると捉えることができる。「睡眠薬常用」の112世帯4.9%は、あくまでもこのうちの一部であろう。

そして、注目すべきは「自分・家族に鼻血が出た」の297世帯12.9%、及び「自分・家族が検査で異状の告知を受ける」の161世帯7.0%である。回答数は多いとはいえないが、那須地区においても、被ばくの影響を疑う具体的な体調の変化を訴える世帯がいるということは、大変に深刻な事態である。

なお、これらの不安を前提に、「政府が除染・健康調査してほしい」と願う世帯が1832世帯79.9%と約8割に上っており、これは福島県内との対応の差に対する大きな不満であると捉えることができる。

(2) 中項目：「日常の喪失」「その他悲しみ」について

前述の被ばくの不安ほどではないが、「中項目：日常の喪失」も1649世帯71.9%と、多くの申立世帯に共通する精神的苦痛である。

このうち「山川の幸採取の断念」(1395世帯60.8%)は、山で山菜やキノコ、タケノコなどを収穫すること、川で釣りを楽しむことが失われたことであり、「自家菜園の断念」(1065世帯46.4%)は、自家菜園で米や野菜を作って自分で食べたり、近所におすそ分けしたりすることが失われたことである。これらの回答がそれぞれ相当数に上ることは那須地区の多くの世帯が元々は自然の恵みを享受する日常生活を送っていたことを表しており、本件原発事故の影響によってそのような日常が失われたことは大変に重い被害と受け止めるべきである。

また、「中項目：その他悲しみ」(1101世帯48.0%)の中にも、「収穫物の受領を拒否された」の592世帯25.8%、「収穫物を廃棄した」の461世帯20.1%というように、日常の喪失に関連する被害として、一定数の割合が表れている。

なお、「ペットへの影響の不安」の614世帯26.8%については、そもそもペットを飼っていない世帯もかなり存在するであろうことを考慮すれば、実際には4分の1にとどまらず高い割合で不安を抱く世帯がいると思われる。

(3) 中項目：「人間関係の悪化」について

「中項目：人間関係の悪化」の1230世帯53.6%も、申立世帯の半数を超える割合で生じている被害であって、その精神的負担の重さは想像に難くない。これまでの生活や人生の中で形成してきた人間関係が、本件原発事故という、本人らに何の責任もない出来事によって失われてしまうのは、耐えがたい苦痛である。「子・孫・親戚・友人が遊びに来ない」の665世帯29.0%、「家庭内の関係悪化」の515世帯22.4%、「友人の引越・子の同居白紙」の488世帯21.3%、「近隣関係悪化・交流減少」の399世帯17.4%というように、身の回りの全ての人間関係に何らかの問題が生じており、しかもいずれも3割ないし2割近くというように、一定の回答数である。

一方、「離婚・別居」の112世帯4.9%、「結婚白紙」の17世帯0.7%については、回答数こそ少ないが、人間関係の悪化が断絶にまで至ったことを示すものであり、大変深刻な被害である。

(4) 中項目：「生業・生き甲斐の喪失」について

「中項目：生業・生き甲斐の喪失」の471世帯20.5%は、その内訳を見るといずれも1割以下であって、回答数としては多いものではない。しかし、いずれも内容は深刻であり、精神的苦痛にとどまらず、就労不能損害という財産的損害が生じているものである。

具体的にみると、「農業・乳製品製造・林業の断念」の210世帯9.2%は事業の断念であり、「勤務先解雇・減給」の191世帯8.3%は給与所得の（一部）喪失である。そして、「内定取消」の7世帯0.3%は将来の収入の喪失であるといえる。

このような深刻な被害が発生するのは原発事故の被災地区に特有の現象であり、かかる被害が生じていることから、那須地区を福島県との県境によって区別する理由はないことを裏付けられている。

(5) 中項目：「その他不安」について

「放射線に関する正確な情報入らず」の1709世帯74.5%、及び「福島県内との取扱いの格差」の1589世帯69.3%は、いずれも7割前後と申立世帯の多数が抱えている不安や不満である。この「その他不安」は那須地区特有の精神的被害であるが、合計すると1944世帯84.7%が感じているものであり、ほとんどの申立人らが感じた不安であると評価できる。

4 申立世帯アンケート集計結果の評価—「避難費用」について（別紙3）

別紙3における「大項目：避難費用」は、避難経験を有する世帯の回答である。

この部分は、申立世帯アンケート（甲104）7頁の「避難された方は以下にもご記入ください」と記載されている箇所には何らかの記入をした世帯につき、記載がなされている。同アンケートでは、避難の有無自体を問う項目は存在しないため、7頁「5 避難費用について」というチェック

方式による質問、及び「6 避難理由・避難の苦しみ」という自由記載方式による質問のいずれか、もしくは双方に回答している世帯が避難経験を有する世帯であるということになる（厳密には、避難経験を有しつつもこれら回答の無記載という選択が可能であるため、避難経験を有する世帯はこれよりも多い可能性がある）。

よって、「大項目：避難費用」にチェックがある世帯が310世帯、すなわち、アンケート提出世帯のうち13%強（約7分の1）も存在することは、驚くべき事実である。（なお、申立書44頁及び平成28年8月18日付申立書の変更上申書では、避難者の「数」を621人8.5%としていたが、これはアンケートではなく参加申込書の記載を根拠としてカウントしたものであり、単純に比較はできない。）。

そして、別紙3を見ると、このような避難経験世帯のうち、大半の世帯は避難による移動費用を要したと回答しており（「中項目：避難による費用」の257世帯82.9%）、避難に伴い金銭的負担が生じることは、当然のことながら福島県からの避難者と変わるものではない。しかも、同じく別紙3を見ると、このような避難経験世帯のうち、「中項目：二重生活による費用増加」の回答は226世帯72.9%と、これもかなりの割合を占める。この「費用」には、交通費増加（「交通費」の220世帯71.0%）と、生活費増加（「生活費」の108世帯34.8%）が含まれるが、いずれにしろ、避難による負担のみならず、避難によって二重生活、すなわち家族別離の状態が生じる（例えば、就労のため夫を残したまま、妻と子が避難するなど）ことは、福島県内の自主的避難等対象区域からの避難者と同様の被害であるといえる。避難自体によって生じる精神的苦痛に加え、そのような苦しいときに家族が別離生活をしなければならぬのは、大変な精神的負担である。

5 おわりに

申立世帯個人票（甲102の1～2311）に基づいて作成された申立世帯アンケート集計結果からは、今まで被害の存在が全く顧みられてこなかった那須地区に居住する申立人らに現に被害が生じている実態が明らかになった。その内容はいずれも自主的避難等対象区域と異なるところはない。これこそが7000名以上にも及ぶ那須地区住民の生の声

であり、もはや申立人らに自主的避難等対象区域と同等の損害が生じていることは否定できるものではない。

以 上

別紙1 生活費増加

n=2294

	世帯数	割合	グラフ
大項目：生活費増加	2,236	97.5%	
中項目：測定費用	1,272	55.4%	
自分・家族の被ばく線量測定	660	28.8%	
線量計等購入	469	20.4%	
食品の放射性物質測定	788	34.4%	
中項目：体調悪化に関する費用	105	4.6%	
通院費用	96	4.2%	
入院費用	15	0.7%	
中項目：除染費用	603	26.3%	
高圧洗浄機等購入	520	22.7%	
除染を有償で依頼	155	6.8%	
中項目：生活用品買替	279	12.2%	
家具	23	1.0%	
電化製品	75	3.3%	
衣服	161	7.0%	
その他	101	4.4%	
中項目：自宅除染	522	22.8%	
木造部分リフォーム	37	1.6%	
屋根の除染・葺き替え	262	11.4%	
その他改装	223	9.7%	
中項目：ミネラルウォーター購入	1,712	74.6%	
中項目：食費	2,057	89.7%	
自家菜園の断念	897	39.1%	
おすそわけの喪失	1,036	45.2%	
山川での採取の断念	1,477	64.4%	
西日本等遠隔地の食材購入	1,431	62.4%	
中項目：燃料費	1,012	44.1%	
ガソリン代	954	41.6%	
薪ストーブに代わるストーブ	86	3.7%	
薪以外の燃料購入	113	4.9%	
中項目：通信費	944	41.2%	
携帯電話購入	161	7.0%	
遠隔地との通信費	881	38.4%	














別紙2 精神的損害

n=2294

回答世帯数	世帯数	割合	グラフ
大項目：精神的損害	2,267	98.8%	
中項目：被ばくの不安	2,237	97.5%	
放射能を浴びたことに対する不安	2,045	89.1%	
食物の放射能汚染の不安	1,477	64.4%	
将来の妊娠・出産に対する不安	778	33.9%	
子・孫の被ばくに関する不安、外出させない	1,761	76.8%	
自分・家族が検査で異状の告知を受ける	161	7.0%	
体調悪化	832	36.3%	
自分・家族に鼻血が出た	297	12.9%	
睡眠薬常用	112	4.9%	
外に出るのが億劫	458	20.0%	
政府が除染・健康調査してほしい	1,832	79.9%	
中項目：日常の喪失	1,649	71.9%	
山川の幸採取の断念	1,395	60.8%	
自家菜園の断念	1,065	46.4%	
外出の断念	294	12.8%	
中項目：その他悲しみ	1,101	48.0%	
収穫物を廃棄した	461	20.1%	
収穫物の受領を拒否された	592	25.8%	
ペットへの影響の不安	614	26.8%	
中項目：生業・生き甲斐の喪失	471	20.5%	
農業・乳製品製造・林業の断念	210	9.2%	
勤務先解雇・減給	191	8.3%	
内定取消	7	0.3%	
その他生き甲斐の喪失	151	6.6%	
中項目：人間関係の悪化	1,230	53.6%	
子・孫・親戚・友人が遊びに来ない	665	29.0%	
友人の引越・子の同居白紙	488	21.3%	
他地域からの嫌悪	258	11.2%	
家庭内の関係悪化	515	22.4%	
離婚・別居	112	4.9%	
近隣関係悪化・交流減少	399	17.4%	
結婚白紙	17	0.7%	
中項目：その他不安	1,944	84.7%	
放射線に関する正確な情報入らず	1,709	74.5%	
福島県内との取扱いの格差	1,589	69.3%	

別紙3 避難費用

n=310 *

回答世帯数	世帯数	割合	グラフ
大項目：避難費用	310	100.0%	
中項目：避難による費用	257	82.9%	
移動費	245	79.0%	
宿泊費	97	31.3%	
家賃	51	16.5%	
中項目：避難先での購入	132	42.6%	
家具	52	16.8%	
電化製品	52	16.8%	
衣服	96	31.0%	
その他	61	19.7%	
中項目：二重生活による費用増加	226	72.9%	
生活費	108	34.8%	
交通費	220	71.0%	

* 別紙3においては、「大項目：避難費用」に何らかのチェックを行った310世帯を実際に避難した世帯とみなし、割合の算出において母数として用いている。

別紙4 集計

n=2294

	世帯数	割合	グラフ
損害すべて	2,288	99.7%	
大項目：生活費増加	2,236	97.5%	
大項目：精神的損害	2,267	98.8%	
大項目：避難費用	310	13.5%	